

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名	有限会社ぼけっと
所在地	埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目10-14
代表者名	荒井 愛美
電話番号	048-837-3593

2 事業所概要

事業所名	訪問看護ステーションぼけっと
指定番号	1166590251号
所在地	埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目10-14
電話番号	048-837-3593

3 事業の目的と運営方針

・事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

・運営の方針

- (1) 訪問看護ステーションぼけっと（以下、事業所という。）の看護師、その他職員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、必要ときに必要な訪問看護・介護予防訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努める。

4 事業所の職員体制

役職	職種	人数
管理者	看護師	常勤1名（兼）
従事者	看護師	常勤8名 非常勤6名
	機能訓練士	常勤1名 非常勤4名

5 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 9:00～17:00
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

上記時間以外でも、緊急時などは訪問いたします。但し、時間外の場合には利用料が異なります。電話により24時間常時連絡が可能です。

- ◎緊急連絡先 ① 048-837-3593
② 080-5173-3593

6 営業地域

通常の営業地域	さいたま市・戸田市・蕨市・川口市
---------	------------------

(注) 上記以外の地域への訪問看護・介護予防訪問看護の交通費は実費の扱いとなります。

7 利用料

基本利用料として、健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

利用者は、訪問看護・介護予防訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払う。

(1) 料金の支払い方法

原則、口座振替になります。当月料金の請求書を翌月20日までに発行し、翌々月の4日に口座よりお引き落としになりますので、口座にご入金ください。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外にお住まいの方は実費を徴収いたします。自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円とします。

交通費の支払を受ける場合には、利用者またはその扶養義務者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名・押印を受けることとします。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、キャンセル料金を徴収いたします。

キャンセルが必要になった場合は、速やかにご連絡ください。

(連絡先：048-837-3593)

※ご利用の24時間前にご連絡いただいた場合は無料です。

8 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡するものとする。

利用者（家族） _____

主治医 _____

9 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して行なう指定訪問看護（訪問リハビリテーション）の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

また、事業所が利用者に対して行なった指定訪問看護（訪問リハビリテーション）の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償することとする。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、その限りではない。

10 苦情処理の体制及び手順

サービスの提供及び個人情報取扱いに関する苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ない、利用者の立場を尊重しながら事実関係の特定を慎重に行うものとする。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討し時下の対応を決定する。対応内容に基づき、必要に応じて関係各所への連絡調整を行なうとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行なう。（時間を要する内容も、その旨を翌営業日までに連絡をする。）

11 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーションぽけっと 担当者 長壁 明美	電話 048-837-3593
さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害福祉課	電話 048-829-1305
西 区 支援課	電話 048-620-2662
北 区 支援課	電話 048-669-6062
大宮区 支援課	電話 048-646-3062
見沼区 支援課	電話 048-681-6062
中央区 支援課	電話 048-840-6062
桜 区 支援課	電話 048-856-6172
浦和区 支援課	電話 048-829-6143
南 区 支援課	電話 048-844-7172
緑 区 支援課	電話 048-712-1172
岩槻区 支援課	電話 048-790-0163
川口市 福祉部 障害福祉課	電話 048-258-1110（代表）
戸田市 障害福祉課 障害者支援担当	電話 048-441-1800（代表）
蕨市 健康福祉部 福祉総務課 障害者福祉係	電話 048-833-7754

12 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者または家族が暴力、ハラスメント行為（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）を行った場合、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合がある。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び事業所の職員は、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密や個人情報を守ることを義務とし、退職後も同様とする。

利用者またはその家族の秘密や個人情報を第三者に提供する場合は、事前に同意を得る。

1 4 虐待防止について

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する。

1 5 その他

- (1) 職員は、常に身分証を携帯し、利用者または家族から、その提示を求められた際には、身分証を提示する。
- (2) 大切なペットの安全を守る為にも、ゲージに入れるなどご協力をお願いします。